

報告第 14 号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年 9 月 5 日提出

養父市長 広 瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容 等
第13号	平成30年 7 月 5 日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 平成30年 6 月 7 日、養父市八鹿町宿南地内で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 36,720円 (過失割合) 市 100% 相手方 0% (相手方) [Redacted] [Redacted] [Redacted]